

令和8年度
外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導
業務委託事業者募集要項

令和8年2月

大田区

第1 募集の趣旨・概要

1 募集の趣旨

大田区では大田区立小・中学校（以下、「区立学校」という。）に在籍する外国人及び帰国児童・生徒等のうち、日本語指導が必要な児童・生徒に対し、他の児童・生徒とともに学校生活を送るために必要な日本語を身に付け、日本語で各教科等の学習に参加できるようにするために、日本語特別指導の実施及び日本語学級を設置しています。

このうち日本語特別指導では、主に日本語による生活・習慣適応力の向上を図ることを目的として、各校に指導員を派遣し、指導を実施しています。

このたび、区立学校に在籍する日本語の理解が不十分である者に対して、生活言語である日本語の習得と学校生活への適応を図ることを目的に日本語特別指導ができる事業者を募集します。

2 対象

本事業は、次の区立学校に在籍する外国人及び帰国児童・生徒等のうち、日本語指導が必要な児童・生徒（以下「対象児童等」という。）を対象とします。

- (1) 大田区立小学校 59 校
- (2) 大田区立中学校 28 校
- (3) 館山さざなみ学校
- (4) 粂谷中学校夜間学級
- (5) 大森第四小学校学びの多様化学校分教室（以下、「みらい学園初等部」という。）
- (6) 御園中学校学びの多様化学校分教室（以下、「みらい学園中等部」という。）

3 業務内容

対象児童等の母語により日本語を指導する者を配置し、次の業務を行う。

- (1) 日本語能力の習得を進めるための言語指導
- (2) 学校及び日常における生活・習慣への適応指導
- (3) 対象者の実態に応じた教科への適応指導
- (4) 保護者との連絡・調整

その他、詳細は別紙「仕様書」のとおり。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

契約は単年度限りとします。なお、次年度以降において契約更新の可能性はあります（初年度を含め3年を限度とする）。ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況及び同規模での本業務継続決定等の条件により、年度契約の更新を保証するものではありません。

5 選定方式

公募型プロポーザル方式

信頼性、業務実施能力、本事業に係る意欲、積極性、先進性等を総合的に評価し、事業者を選定します。

6 契約限度額（上限）

80,669 千円（税込み）

※契約は単価契約となります。令和8年度の予定数量は次のとおりです。

（年間指導時間） 15,100 時間

（キャンセル時間） 510 時間

※最低制限価格を設けています。

※この要項に定める事業は、令和8年度予算（案）について議会の議決を得られることを条件として、区と事業者との間で業務委託契約の調整を実施するものです。

（参考）

令和7年度当初契約金額 49,551,810 円（税込・キャンセル料込）

令和7年度の指導時間等の内訳は次のとおりです。

（内訳）

学校区分	年間指導時間	キャンセル時間
小学校 (59 校)	延 8,800 時間	延 232 時間
中学校 (28 校)	延 2,200 時間	延 58 時間

※令和7年度までに館山さざなみ学校、糀谷中学校夜間学級、みらい学園初等部、みらい学園中等部に指導実績はありません。

7 公募・選定スケジュール

公募は、次の日程で行いますが、状況により変更することがあります。

項目	時期
募集要項等の公表（区ホームページ）	令和8年2月12日（木）
募集内容に関する質問の受付期限	令和8年2月20日（金）
質問に対する回答（区ホームページ）	令和8年2月25日（水）
応募書類の提出期限	令和8年3月4日（水）
一次審査（書類審査）	令和8年3月5日（木）から 令和8年3月17日（火）まで
一次審査結果通知発送	令和8年3月18日（水）
二次審査（面接（提案）審査）	令和8年3月26日（木）
二次審査結果通知発送	令和8年4月3日（金）

第2 応募

1 応募要件

次の要件を全て満たす事業者が、本公募に応募することができます。

- (1) 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」において、大田区での入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中ではないこと。
- (4) 国税又は地方税等を滞納していないこと。
- (5) 経営不振状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき厚生手続を行ったとき。）ではないこと。
- (6) 大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）第2条第1号に規定する暴力団（暴力団関係者を含む。）ではないこと。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の関係私企業への就職の制限）、第142条（長の請負人等になることの禁止）、第166条（副区長の兼職禁止・事務引継）及び第180条の5第6項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しないこと。
- (8) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (9) 令和4年度以降、日本語特別指導と同種業務である業務委託契約（派遣契約を含む）の受注実績を有すること。

2 応募方法

(1) 参加申込書の提出

本公募へ応募する事業者は、(2) の様式 2 から 8 の書類に加え、参加申込書（様式 1）を 1 部区に提出してください。

(2) 提出書類

様式	表題	提出部数	備考
様式 2	会社の概要等	正本 1 部 副本 10 部	
様式 3	日本語特別指導業務と同種業務の実績 (令和 4 年度以降)	1 部	同種業務とは、公立小・中学校に対し日本語の指導を専門とする講師や指導員を配置して、日本語の指導を実施する業務全般を指す。
様式 4	対応可能な言語の種類	正本 1 部 副本 10 部	一覧で作成
様式 5	配置予定指導員の経歴等	正本 1 部 副本 10 部	一覧で作成 ※イニシャル可
様式 6	業務方針	正本 1 部 副本 10 部	文字の大きさは 10 ポイント以上とし、1 ページ以内で作成すること。
様式 7	企画提案書 1 日本語教育・活動の取組 2 指導員の採用・育成 3 指導員の管理体制 4 危機管理体制 5 法令遵守	正本 1 部 副本 10 部	文字の大きさは 10 ポイント以上とし、左記の 1 から 5 の各項目について各 2 ページ以内で作成すること。
様式 8	見積書	1 部	
様式 9	質問書	1 部	
様式 10	辞退届	1 部	

(3) 提出方法

- ア フラットファイル等に綴らずに、ダブルクリップ等で束ねたものを提出してください。企画提案書の副本10部も同様です。
- イ 様式2及び4～7は会社独自の体裁での作成も可能としています。ただし、様式番号・様式名・記載事項等がわかるようにすること。
- ウ 様式2及び4～7の副本には、会社名、代表者名、会社ロゴ等の表示及び応募者が特定できる表現はしないこと。
- エ 事前に電話で提出日時を連絡の上、提出書類を提出場所へ受付時間内に持参してください。なお、郵送による提出はできません。

(4) 提出場所及び受付時間

大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア5階
大田区教育総務部指導課 指導事務担当
電話 03-5744-1436
受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時（土・日・祝日を除く。）

(5) 書類作成・応募に当たっての留意点

- ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- イ 提出した提案書等書類の内容の変更及び追加はできません。
- ウ 参加申込書提出後に本公募の応募を辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出してください。

(6) 提出期限

令和8年3月4日（水）午後3時（※変更する場合があります。）

3 応募の抹消等

応募した事業者又はその関係者が、次のいずれかに該当した場合は、当該選定委員会において、その応募を抹消し、業務の受託候補者となっている場合はその対象から除外する場合があります。

- (1) 1の応募要件を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に提出書類が全て提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) 本公募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本公募関係者と接触をもった場合

4 質問受付

(1) 質問方法

本公募について、質問がある場合は、質問書（様式9）に記入の上、次の送信先に電子メールにて送信してください（当該質問書によらない場合及び電子メール以外の方法による場合は、受付できません。）。

(2) 送信先

電子メールアドレス：sido@city.ota.tokyo.jp

（件名は「外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導業務委託に係る質問書」としてください。）

(3) 受付期限

令和8年2月20日（金）午後3時

(4) 留意事項

ア 質問は、項目ごとに簡潔に記入してください。

イ メール送信後に受信確認のため、区担当者宛に電話にて連絡してください。

ウ 本公募と直接関係がない質問については、回答しません。またそれに対する問合せには、一切お答えしません。

(5) 回答

令和8年2月25日（水）に区のホームページにて一括して回答します。個別の回答はしません。

第3 選定

1 選定方法

選定に当たり、外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導業務委託事業者選定委員会を設置し、応募者の業務実施能力、信頼性・社会性及び見積価格について総合的に評価し、次のとおり選定します。

(1) 書類審査（一次審査）

本要項第2の2（p4～p5）により、提出された書類を審査します。

(2) 提案審査（二次審査）

書類審査を通過した事業者に対し、ヒアリング形式（プレゼンテーションを含む。）による審査を行います。

※日時及び審査の詳細については、別途文書にて通知します。

※提案審査の傍聴はできません。

(3) 判定

書類審査（一次審査）及び提案審査（二次審査）の結果を踏まえ、本業務の事業者として最も適すると認められる事業者を選定します。なお、選定結果は、応募された全ての事業者へ文書にて通知し、区のホームページで発表します。

2 審査項目等

審査項目と審査の視点（概要）については、次のとおりです。

評価項目	
企業評価	経営方針、理念は業務を委託する上で、適切であるか。 事業者として、安定して業務を行う能力を有しているか（経営規模・経営比率等）。 本業務の遂行にあたり、十分な実施体制が取れているか（従業員数等）。
業務実績	同種業務について、令和4年度以降の実績が十分にあるか。 多様な言語に対応可能か。
企画提案内容	業務目的・内容を十分理解し、意欲的で独自性・具体性・実現可能性をもった提案がされているか。
見積提案価格	適正運営価格の算出がされているか。

第4 その他留意事項

- 1 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とします。
- 2 本プロポーザルは、本件の受託先候補者を選定するものであり、契約締結は、大田区総務部経理管財課が担当します。
- 3 再委託は原則禁止です。大田区契約約款、再委託ガイドライン等は、区HP（<https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/keiyaku/bouryoku-haijo-youkou.html>）を確認してください。
- 4 本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- 5 本募集要項に定めのない事項については、区の指示によります。

事務局	
所在地	郵便番号 144-8623 東京都大田区蒲田五丁目 37 番 1 号 ニッセイアロマスクエア 5 階 大田区教育総務部指導課指導事務担当
電話	03-5744-1436
FAX	03-5744-1665
メールアドレス	sido@city.ota.tokyo.jp